建設関連業務委託に係る最低制限価格の算定式等の見直しについて

|  |
| --- |
| ○西之表市建設関連業務委託における最低制限価格の算定方法（令和５年４月１日以降）**１　測量・設計コンサルタント等業務委託に係る最低制限価格の算定方法**（１）測量業務の最低制限価格（税込）　　　　　　　＝予定価格×８２％（２）建築関係建設コンサルタント業務の　　〃　　　＝予定価格×８０％（３）土木関係建設コンサルタント業務の　　〃　　　＝予定価格×８０％（４）地質調査業務の　　　　　　　　　　　〃　　　＝予定価格×８５％（５）補償関係コンサルタント業務の　　　　〃　　　＝予定価格×８０％**２　維持修繕業務委託に係る最低制限価格の算定方法**　（１）積算体系が土木工事標準歩掛によるもの　　　　下記の式により算定される額　　　　　最低制限価格（税込）＝Ｋ×１．１０　　　　　　Ｋ＝Ａ＋Ｂ＋Ｃ＋Ｄ　　　　　　　　　Ａ：直接工事費×０．９７　　　　　　　　　Ｂ：共通仮設費×０．９　　　　　　　　　Ｃ：現場管理費×０．９　　　　　　　　　Ｄ：一般管理費×０．６８Ｒ４年公契連モデル※　維持修繕業務委託とは、測量・建設コンサルタント等業務を除く、清掃、除草、伐採、剪定、補植、点検業務等　※　Ｋ，Ａ，Ｂ，Ｃ，Ｄの計算結果に１円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨て１円単位とする。　（２）積算体系が土木工事標準歩掛によらないもの　　　　・最低制限価格（税込）＝予定価格×７０％**３　適用**　　令和５年４月１日以降に公告及び指名通知を行うものから適用する。**４　その他**　　最低制限価格については、入札前・入札後においても非公表とする。　　 |